

2022年度
首都圏教化計画概要

2022年7月1日～2023年6月30日

真宗大谷派 首都圏教化推進本部

目次

真宗大谷派宗憲（前文）	1
同朋会運動の願い	2
2022 年度首都圏教化推進本部 教化事業計画概要	3
2022 年度首都圏教化推進本部 関係団体事業計画概要	15
＜資料＞	
真宗会館 施設使用冥加金表	20
東本願寺真宗会館護持会のご案内	22
東本願寺真宗会館メンバーズクラブ「サンガネット」のご案内	23
『サンガ』多部数購読のご案内	24
年刊誌・真宗会館リーフレットのご案内	25
関係条規	26
首都圏教化推進本部 概念図（組織図）	46
首都圏教化推進本部 教化事業スタッフ一覧	47
首都圏教化推進本部・東京宗務出張所名簿	49
インフォメーション	50

真宗大谷派宗憲（前文）

昭和56年6月11日公布施行

宗祖親鸞聖人は、顕浄土真実教行証文類を撰述して、真実の教たる佛説無量寿経により、阿弥陀如来の本願名号を行信する願生浄土の道が、人類平等の救いを全うする普遍の大道であることを開顕された。

宗祖聖人の滅後、遺弟あい図って大谷の祖廟を建立して聖人の影像を安置し、ここにあい集うて今現在説法したもう聖人に対面して聞法求道に励んだ。これが本願寺の濫觴であり、ここに集うた人びとが、やがて聞法者の交わりを生み出していった。これがわが宗門の原形である。

したがって、この宗門は、本願寺を真宗本廟と敬仰する聞法者の歓喜と謝念とによって伝承護持されてきたのであり、宗祖聖人の血統を継ぐ本願寺歴代は、聖人の門弟の負託に応じて本廟留守の重任に当られた。中興蓮如上人もまた、自ら大谷本願寺御影堂留守職として、専ら御同朋御同行の交わりの中において立教開宗の本義を闡明して、真宗再興を成し遂げられたのである。

爾来、宗門は長い歴史を通して幾多の変遷を重ねるうちには、その本義が見失われる危機を経てきたが、わが宗門の至純なる伝統は、教法の象徴たる宗祖聖人の真影を帰依処として教法を聞信し、教法に生きる同朋の力によって保持されてきたのである。

このような永遠普遍の教法と宗門固有の伝統に立ち、宗門運営の根幹として次のことを確認する。

第一に、すべて宗門に属する者は、常に自信教人信の誠を尽くし、同朋社会の顕現に努める。

第二に、宗祖聖人の真影を安置する真宗本廟は、宗門に属するすべての人の帰依処であるから、宗門人はひとしく宗門と一体としてこれを崇敬護持する。

第三に、この宗門の運営は、何人の専横専断をも許さず、あまねく同朋の公議公論に基づいて行う。

わが宗門は、この基本精神に立脚し、かつ同朋の総意に基づくこの宗憲に則り、立教開宗の精神と宗門存立の本義を現代に顕現し、宗門が荷負する大いなる使命を果すことを誓う。

同朋会運動の願い

真宗同朋会とは、純粹なる信仰運動である。

それは従来単に門徒と称していただけのものが、

心から親鸞聖人の教えによって信仰にめざめ、

代々檀家と言っていただけのものが、

全生活をあげて本願念仏の正信に立っていただくための運動である。

その時寺がほんとうの寺となり、

寺の繁昌、一宗の繁昌となる。

然し単に一寺、一宗の繁栄のためのものでは決してない。

それは「人類に捧げる教団」である。

世界中の人間の真の幸福を開かんとする運動である。

〔『真宗』1962(昭和37)年12月号「巻頭言」〕

2022 年度

首都圏教化推進本部

教化事業計画概要

宗祖親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年慶讃法要 慶讃テーマ
南無阿弥陀仏

人と生まれたことの意味をたずねていこう

東本願寺「真宗会館」 慶讃テーマ

言葉に出会い、人は生まれる。

真宗大谷派 首都圏教化推進本部

新型コロナウイルス感染症の不安に加え、ロシア連邦のウクライナに対する侵攻によって、世界は大きく揺らいでいる。国内外の社会状況も人々の生活や意識さえも大きく変容を遂げようとする今、恐れと痛みを苦しむ、如何ともし難い世界の現実がある。宗門がその現実に向き合い、ここ首都圏において、首都圏教化推進本部が時代の問題を見据えながら、如何にして「一切恐懼、為作大安」という親鸞聖人の「南無阿弥陀仏」の教法を伝えていくのか、私たちは強い危機意識と使命感をもって首都圏教化の歩みを進めていかなければならない。

そのような状況にあつて、真宗仏事の回復は、「一切恐懼」の私たちに「大安」を開くという、真の精神性の回復という意味をもつ。本部では、特に首都圏における東本願寺「真宗会館」(以下、真宗会館)の認知度向上のため、「東本願寺仏事サポートセンター東京」(以下、仏事サポートセンター)の呼称を新たに用いて、仏事相談から法務の執行までをトータル的に真宗会館が対応するワンストップの体制づくりを目指し、その運用に取り組んでいく。首都圏のみならず、葬儀の現場には多くの企業が参入し、遺族に寄り添うということを提唱しながら、遺族の要望や経済事情に合わせた葬儀が提案されているが、その方向性は儀式の縮小または不要という非宗教化に向かっている。死者の尊厳が商業主義の中で急速に失われているのである。そんな危機的状況を受け、仏事サポートセンターには、真宗仏事の回復を常に課題にし、葬祭関連事業者、宗教者、そして参列者の一人ひとりに対し、真宗における「弔い」の本質を丁寧に伝えていくことが、この時代社会のなかで真剣に求められている。

また、すでに福岡都市圏において「東本願寺仏事サポートセンター福岡」として活動する九州教区・福岡教務支所とも、引き続き緊密な連携をはかりつつ、社会全体が大きく変化するなかにあつて、首都圏で今起きている事象や傾向、首都圏教化において得られた経験や成果を宗門内へ還元できるよう、都市教化・オンライン活用・広報・出版物など、あらゆる場面で宗務所各機関、各教区と連携し、必要かつ適切な手立てを講じていく。

なお、2022年度の首都圏教化の各事業については、2021年度に引き続き、宗祖親鸞聖人御誕生850年・立教開宗800年慶讃法要テーマ「南無阿弥陀仏 人と生まれたことの意味をたずねていこう」のもと、仏事サポートセンターの取り組みとも連動性を保ちながら、後述の事業推進の要点に沿って力強く推進していく。

以上

(1) 「東本願寺仏事サポートセンター東京」の開設について

「東本願寺仏事サポートセンター東京」の名称を用い、仏事相談から法務の執行までを真宗会館がサポートするワンストップ体制を整えるとともに、都市生活者に向けてより訴求力のある広報活動を展開していく。

①首都圏仏事代行制度について

制度の更なる周知に向けて、寺院・教会、門徒、都市生活者(潜在門徒)ごとに広報を展開していく。引き続き、リーフレット(寺院・教会用、門徒用)の活用を奨励するとともに、宗派各機関や各教区の公式サイトでの広告バナーの掲載を働きかける。また、「書籍用しおり」を新たに作成することで、仏事サポートセンターとともに宗派内への浸透をはかる。加えて、都市生活者に向けて、インターネット検索と連動した広告を前年度同様に行っていく。

②「真宗会館版エンディングノート」の発行について

これまで行ってきた「“人生を考える”終活サポート講座」「終活コラム」などの終活を切り口にした展開に加え、寺院と門徒が共に「生死」の問題を考える教化資料として真宗会館はもとより宗派内寺院でも活用できる「真宗会館版エンディングノート」を発行する。

(2) 市民講座の展開とオンラインの活用について

首都圏の各地で開催している市民講座は、「初縁づくりを目指す講座」と「継続受講者の学びがより深まる講座」という2つの目的による講座をそれぞれ展開することで、段階的に都市生活者と真宗会館、教区内寺院をつなぐ役割を担ってきた。

新型コロナ以降、図らずも「オンラインによる講座」という新たな形式が加わり、30代から40代の若年層の増加など、特に「初縁づくり」という点において、より多くの方に門戸を開く機会となりつつある。一方、「学びの継続」を考えれば、その場に身を置くことの重要性は言うまでもないことから、今年度は、感染状況を見極めつつ、会場での講座を本格的に再開するとともに、オンライン配信の機会を併用することで、多様な切り口をもって都市生活者へアプローチしていく。なお、親鸞フォーラムは大きく変容しようとする時代社会の課題をテーマに掲げ、引き続きオンラインにて開催することにより、あらゆる世代への訴求を目指す。

また、首都圏教化推進本部主催の事業だけでなく、親鸞講座の自主講座や東京真宗同朋の会でもオンライン事業が実施されており、逆境のなかになら新たな可能性を見出している。

加えて、全国の寺院や門徒への還元を意識し、YouTube配信や言の葉サイトでの教えの発信と充実努めていくほか、利便性の向上と事務の省力化のため、講座受講料やサンガネット年会費など一部金員の納入に際してオンライン決済を導入する。

(3) 「みんなのヨリドコロプロジェクト」のアフター展開について

設立30周年を機に提起した「みんなのヨリドコロプロジェクト」を継続して事業展開するべく、地域住民の方々と事業を共創し、地域に根ざした真宗会館の更なる歩みを進める。

(4) 首都圏開教拠点「東本願寺市川行徳真宗会館」について

宗教団体名響寺は5年度目を迎えた。周辺葬儀社からの法務依頼を中心として、真宗会館からの寺院紹介や仏事代行制度後の法務、首都圏外の当派寺院のご紹介による法務を通じた縁づくりにより、門徒と寺院の関係性の構築が進みつつある。実施している年中行事、教化事業、地域開放事業、公式サイトを通じて、地域の寺院としての認知がより進み、地域の人々が集う場として開かれていくよう取り組む。

(5) 首都圏における開教者支援について

首都圏にて寺院建立を志す首都圏開教者の連携と協力を目的に1991年に設立された「首都圏大谷派開教者会」に対する支援を引き続き行っていく。宗教法人化に向けた開教所運営支援、本尊移安などの手続き、教化資材の無償提供などを通して、会員の開教活動に資する取り組みを進める。

以上

2022年度 教化事業計画

下記の掲載内容は2022年7月1日現在のものであり、「新型コロナウイルス感染症」拡大の状況次第で変更となる場合があります。

1. 真宗会館部門

(1) 定例法座（会場：真宗会館）

名称	内容	対象	期日	講師
日曜礼拝	どなたでも参拝いただける法座（勤行・感話・法話・座談会） 補導は東京教区内若手僧侶	市民	毎週日曜日 午前10時	真宗会館教導
親鸞聖人ご命日のつどい	親鸞聖人のご命日を縁として真宗の教えを学ぶつどい（勤行・法話・座談会）	市民	毎月28日 午前10時	花園彰氏（東京1組・圓照寺） 酒井義一氏（東京5組・存明寺） 百々海真氏（東京6組・了善寺）他

(2) 年中行事（会場：真宗会館）

名称	内容	対象	期日	講師
彼岸会 兼永代経法要	彼岸の中日に法要（兼永代経法要）と法話を行う。 期間中は個別に申経を受け付ける。	市民	2022年9月23日 午前10時 ----- 2023年3月21日 午前10時	谷釜智洋氏 (親鸞仏教センター研究員) ----- 未定
誕生児 初参り式	誕生児が初めて仏様にお参りをする機会を設ける。	誕生児 市民	随時	—
盂蘭盆会	法要と法話。 期間中はお盆の申経を受け付ける。	市民	2022年7月10日 ----- 2022年8月14日	清谷真澄氏 (仙台教区・通來寺) ----- 花園一実氏 (東京1組・圓照寺)
新盆法要	新盆に当たる法務縁者を対象とする盂蘭盆会をお勤めする。	市民 (新盆対象者)	2022年7月9日 午前10時30分	佐々木弘明氏 (東京教区強柱在教導)
真宗会館 仏具おみがき	日曜礼拝参加者の方々及び東京真宗同朋の会会員とともにおみがきを行う。	日曜礼拝参加者 東京真宗同朋の会 その他	①2022年7月8日 ②未定	—
修正会	真宗会館縁者や近隣住民を対象とした新年の法要を行う。	真宗会館縁者 近隣住民	2023年1月2日	
3.11のつどい	勿忘の鐘をつき、法要を行い「震災」という出来事を確かめる。	真宗会館縁者 近隣住民	2023年3月11日	

(3) 地域住民との連携事業（会場：真宗会館）

名称	内容	主催／共催	期日
ねりまこども食堂	地域コミュニティの再構築を願い、地域住民と連携し、食事を通して地域の子どもの見守活動を行う。	ねりまこども食堂	月2回日曜日 18時～20時

こども花まつり	地域に根差した仏教行事として、青少年教化イベントを実施する。	首都圏教化推進本部 ねりまこども食堂 石神井ゆうやけこども食堂 東京教区児童教化連盟 他	2023年4月
ねりまコミュラボ	地域貢献活動など考えるワークショップ	首都圏教化推進本部 地域住民スタッフ	未定
地域支援事業	「居場所」や「コミュニティ」づくりを目的としたコワーキングスペース(会場貸し)を奨励する。	—	随時

仏前結婚式	真宗会館のみならずホテルなどに出張しての結婚式も行う。また、新たな仏前結婚式特設サイト及びパンフレットを活用し、仏前結婚式を奨励する。	市民	真宗会館ほか
“人生を考える”終活サポート講座	コロナ禍を受け、2021度より実施している、オンラインコラムを継続発信すると共に、「真宗会館版エンディングノート」を発行する。加えて、休止していた「人生を考える」終活サポート講座をハイブリッド形式で再開する。	市民	真宗会館ほか
仏事相談	「東本願寺仏事サポートセンター東京」の名称を用い、首都圏仏事代行制度の案内、寺院紹介、仏事(葬儀・法事・お内仏・お墓など)の相談窓口機能の更なる周知と一層の充実を図る。	市民	真宗会館ほか

(4) 真宗会館講座

名称	内容	対象	期日	講師
大人の寺子屋講座	一般市民を対象とした、身近な生活の課題を取り上げる仏教入門講座(オンラインにて実施)	市民	未定	未定
カルチャー講座(自主開催)	一般市民の方々が気軽に会館に足を運んでいただけるよう、会館とのご縁をつくる場として、カルチャー講座を開催する。	市民	毎月第2・4水曜日 午後2時	佐藤 多仙氏 (日本書法芸術院所属書道教授)
			週1回 土曜日	前田 登志子氏 (バレエ教室講師)
			毎月 月2回火曜日 午後2時	岩屋 稚沙子氏 (観世流能楽師)
			毎月 木曜日 午後1時	金子 よしえ氏 (フリーアナウンサー・東京アナウンス学院講師)
			毎月 木曜日 午前10時半	田中 由美子氏 (一般社団法人日本ベビーダンス協会)
			毎月 月2回木曜日 午後16時	KINAKO(主催団体)
プログラミング教室	近隣在住小学生を対象としたプログラミング教室	市民		

(5) 諸研修(会場:真宗会館)

名称	内容	対象	期日
真宗会館教導・補導研修	真宗会館における教化活動の意義について学ぶ研修会。オンラインにて実施。	真宗会館 新教導・補導	隔年開催のため、今年度実施無し

(6) 法事・葬儀式・仏前結婚式・仏事相談

名称	内容	対象	会場
法事(年忌法要)	亡き人を偲びつつ、仏のみ教えに出遇っていく大切な仏事	市民	真宗会館ほか
葬儀式	故人の一生を問はずねると共に、残された者の生きる意味を確かめる仏事	市民	真宗会館ほか

2. 教化・広報企画部門

(1) 都心の講座

名称	内容	対象	会場/形式	期日	講師
本郷親鸞講座(土曜日午後)	都心における親鸞聖人に人生を学ぶ場として開講する。本多弘之氏の講座は第37期目を迎える。	市民	東大仏青ホール	2022年9月開講(全10回)予定	本多 弘之氏 (親鸞仏教センター所長)
新橋親鸞講座(平日夜間)	都心のサラリーマンを対象に、親鸞聖人の思想を継続して学ぶ場として開講する。	市民	TKP新橋汐留ビジネスセンター	2022年秋期開講(全3回)予定	一楽 真氏 (大谷大学学長)
秋葉原親鸞講座(平日夜間)	千葉県、茨城県への沿線が行き交うターミナル駅秋葉原周辺における、親鸞聖人の思想を継続して学ぶ場。2年1体計画により、21年度・22年度にまたがり開催。	市民	UDXカンファレンス	2022年4月～9月(全6回)	武田 定光氏 (東京6組・因達寺)
オンライン親鸞講座	オンラインにおいて、慶讃法要テーマに沿った内容で開講。初縁づくりの場となることを目標とする。	市民	Zoom	2023年2月開講(全4回)	未定
親鸞セミナー	単発の講座を行うことで、特に「新規参加者の獲得」を目指して開催するセミナー。22年度は休止。	市民	都内各地	【休止】	—
親鸞フォーラム	首都圏在住門徒及び一般市民への広報、親鸞思想に触れる機会の創出、各分野で活躍の有識者との関係性の構築を目的に開催。20年度に引き続き、オンライン配信とする。	市民	オンライン	2022年7月30日開催	伊藤 亜紗氏 (美学者・東京工業大学教授) 大空 幸星氏 (NPO法人「あなたのいぼしょ」) 花園 一実氏 (真宗大谷派僧侶)

仏教学入門講座 (オンライン)	カリキュラムに沿って仏教を基礎から系統的に学ぶ講座。新型コロナの状況を踏まえ、オンラインで開講する。首都圏在住の方を中心に、開法の機縁とすることを意識した運営を心がける。	市民	Zoom	2022年 8月～10月 開講(全4回)	宮下 晴輝 氏 (教学研究所長)
仏教学入門講座 PLUS	仏教学入門講座修了者を対象にした講座。入滅後、大乘経典の出現までを学ぶ。	市民	【休止】 ※複数年度に一度開催する見込み		

(2) 郊外の講座(助成事業)

名称	内容	対象	会場	期日	講師
湾岸親鸞講座	湾岸地域(江東区・江戸川区・墨田区等)において、自主運営にて開催。	市民	すみだ産業会館 (東京都墨田区)	2022年4月～ 2023年2月 (全6回)	小林 尚樹 氏 (東京6組 光明寺)
多摩親鸞講座	多摩地域において、自主運営にて開催。	市民	町田市民ホール (東京都町田市)	未定(全6回)	三明 智彰 氏 (九州大谷短期大学学長)
横浜親鸞講座	横浜において、自主運営にて開催。	市民	崎陽軒ヨコハマ ジャスト1号館 (神奈川県横浜市)	未定(全7回)	海 法龍 氏 (三浦組 長願寺)
さいたま親鸞講座	休止	-	-	-	-

(3) 広報活動

名称	内容	対象	期日
首都圏広報誌『サンガ』	真宗会館と首都圏教化推進本部の活動を広報しつつ、紙面をとおして人の生きる意味を共に考えていく。誌面は真宗会館ホームページにも掲載。2023年1月号誌面リニューアル予定。	会館周辺地域住民 首都圏在住門徒 市民、文化人ほか 全国寺院 教区内関係者	年6回 (奇数月)
首都圏教化広報誌『ザイン』	親鸞フォーラムの内容を中心に「真宗の教え」「親鸞思想」を広く発信する教化の質を持った首都圏教化広報誌。2年一体計画により2022年度は準備年度と位置付ける。23年度発行予定のVOL.10では、22年度開催の親鸞フォーラムの内容を掲載する。		準備年度
出版活動	首都圏での取り組みをテーマにした新たな教化冊子の発行を目指す。	市民・全国寺院	-
インターネットホームページ	インターネットホームページに真宗会館及び諸講座の情報を掲載し情報化社会に対応した広報を行う。	インターネット利用者	随時
SNSページ	真宗会館及び諸講座の情報を掲載するSNSを活用し、情報発信力を高める。	SNS利用者	随時
サテライトサイト	真宗会館ホームページとは別に「言の葉サイト」「動画配信サイト」などのサテライトサイトを運営、充実させることにより、ウェブ上での競争力を高める。	インターネット利用者	随時

言の葉カード	広報の一環として、毎月「法話」「仏教語」「著名人」「教え」の4種類の言葉を記したカードを発行、配布。紙媒体と「言の葉サイト」とを連動させることでより効果的な広報を目指す。	市民	随時
--------	---	----	----

(4) その他

名称	内容	対象	会場	講師
文化人懇談会	宗派と縁のある文化人との懇談により、宗派外からの視点と現代社会の問題を学ぶ。	文化人	-	-
国会議員同朋の会	宗派と縁のある国会議員による同朋の会で、共に教えを聞くとともに、宗派及び本部の活動を紹介する。(年1回)	国会議員	ザ・キャピトルホテル東急	未定
財界人同朋の会「共命の会」	宗派と縁のある財界人による同朋の会。22年度は慶讃法要への参拝を行う。	財界人	真宗本廟	-
宗教記者懇談会	宗教記者との懇談をとおして、宗派及び本部の活動を紹介する。	一般紙 宗教文化記者	未定	-
心理的サポートの学習会	心の悩みを抱えている方に対して、どのように応えていけるかを心理療法の学習を通して模索する。(全6回)	寺族	真宗会館	三橋 尚伸 氏 (産業カウンセラー・大谷派僧侶)
	ココロ・ダイアルのスタッフの継続学習と技能向上を目指すため、スタッフ全体での研修会を行う。	スタッフ	真宗会館	三橋 尚伸 氏ほか
ココロ・ダイアル	心の悩みの相談窓口。毎週金曜の10時から21時まで専用回線を設けて、講師・スタッフ・職員が対応する。	市民	真宗会館	三橋 尚伸 氏 (助言指導)
親鸞講座スタッフ研修会	首都圏にて展開している全親鸞講座のスタッフを対象に、親鸞講座の願いや都市教化の重要性を確認すべく開催する。	スタッフ	真宗会館	首都圏教化推進本部員ほか
東本願寺真宗会館メンバーズクラブ「サンガネット」	会員限定特別オンラインシンポジウム、「会員誌」及び「教化冊子」を送付する。	サンガネット会員	真宗会館 他	-
東本願寺真宗会館護持会	寺院への所属のない方を対象に、帰敬式受式、大谷祖廟への納骨や真宗会館諸行事への参加等を奨励する。	護持会会員	真宗会館	-

3. 開教部門

(1) 開教拠点

名称	内容	対象
東本願寺市川行徳真宗会館の運営	東本願寺市川行徳真宗会館を運営する。会館を拠点として設立された宗教団体「名響寺」の活動をサポートする。	東本願寺市川行徳真宗会館

(2) 諸調査の実施

名称	内容	対象
首都圏内地域調査	開教活動に不可欠な情報の収集と分析を行い、首都圏内の葬儀社の実態等を含めた宗教環境を調査する。	首都圏内各地域

(3) 首都圏開教の具体化に向けた懇談会

名称	内容	対象	会場	期日
開教者・各組役職者・本部懇談会	開教希望者が組にスムーズに編入できる環境を整えるため、開教希望者・各組役職者・本部が懇談を行い、活動の協力支援及び指導、助言を要請する。	一都四県（特に開教者が該当する組）の正副組長・教導ほか	該当組	随時
都市教化に関する協議会	教化拠点たる別院のない福岡都市圏での都市教化及び開教事業を担う九州教区福岡教務所支所との連携、事業費の一部助成。	九州教区 福岡都市圏	—	随時
※慶讃事業で予算化	東京に次ぐ第2の都市・大阪における都市教化の新たな展開の歩み出しとなることを願い、大阪教区が難波別院にて実施する「親鸞フォーラム in Osaka」への助成、情報等の提供。	大阪教区 難波別院	—	随時

(4) 転居門徒対策

名称	内容	対象	会場	期日
首都圏「仏事代行」	郷里の寺院と転居門徒とのご縁をつなぐため、郷里の寺院と連携し、転居門徒の仏事に関する要望に応える。東本願寺仏事サポートセンター東京の発足を機に、より一層の周知を目指す。 【主な広報展開】 ・リーフレット（寺院・門徒）の活用 ・「真宗」『同朋新聞』への広告掲出 ・インターネット検索対策 ・宗務機関への広報用データの提供	首都圏転居門徒 全国の寺院・教会	—	随時

首都圏「仏事代行」制度 執行者説明会	仏事代行の執行者を対象とした研修会を開催する。執行者の研鑽、制度への認識を深めるとともに、執行者相互の情報交換と、制度運営上の問題点の聞き取りを行う。コロナの状況次第ではリモート開催に変更。	首都圏「仏事代行」執行者	真宗会館	未定
首都圏在住門徒のつどい	首都圏在住の転居門徒と住職が真宗会館に集い、交流を行う機会を支援する。教区、連区単位に向けた広報を行うほか、より多くの開催を目指し、真宗会館以外の会場（寺院・教会など）での開催も提案していく。	首都圏在住門徒 全国の寺院・教会	真宗会館	随時

(5) 首都圏開教希望者への対応

名称	内容	対象	会場	期日
首都圏開教希望者説明会	首都圏開教希望者を対象に首都圏の現状説明会を開催する。	開教希望者	真宗会館 各教区	随時
開教希望者養成のための実習	開教活動に必要な基本的な知識や技能を習得し、その他、開教活動の実際について学ぶ。また組への編入の環境を整えていくために関係者との懇談の機会を持つ。講義によっては、インターネット配信によるリモートでの受講も行う。	開教希望者 （有教師）	真宗会館 開教所	4ヵ月間（各種講義を20単位） ※隔年開催とし、2022年度は開催年度

(6) その他

名称	内容	対象
開教者教化支援	開教所での報恩講の厳修や開法会開催に向けて、講師派遣や教化資材の提供など、教化活動の支援を行う。	各開教所

4. 宗祖親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年慶讃事業

名称	内容	対象	期日
福岡都市圏における都市教化	福岡都市圏での都市教化・開教事業を担う福岡教務支所の活動への支援（事業助成及び情報等の提供）を行う。	九州教区	2022年度まで
大阪都市圏における都市教化	大阪都市圏における都市教化の新たな展開の歩み出しとして大阪教区が難波別院にて実施する「親鸞フォーラム in Osaka」への開催助成を行う。	大阪教区 難波別院	2022年度※まで

※新型コロナにより、2021年度開催予定の「第3回親鸞フォーラム in Osaka」が22年度に延期。

2022年度

首都圏教化推進本部
関係団体事業計画概要

1 東京真宗同朋の会

東京真宗同朋の会は真宗同朋会運動の呼びかけに応え、首都圏在住の離郷門徒が中心となり1962年に結成され、今年度は結成から60周年を迎えます。現在会員数158名。真宗会館を活動の拠点として報恩講、盂蘭盆会などの年中行事を勤め、また首都圏内の11箇所の会場で毎月一回ないし隔月で定例聞法会を開催しています。そのほか、真宗本廟奉仕団などを企画開催しております。

当会は、これまで永きにわたり歩みを続けて参りましたが、一時500名を数えた会員数も現在は半数以下となり、聞法会に足を運ぶ会員も減少しつつあります。新たに会に縁を持つという方はあるものの、会員の高齢化に伴い行事への参加者減少や退会者の増加という現状です。この状況を受け、会のあり方を根本的に見直し、取り組むべき課題を明確にしつつ、新しい「同朋の会」を模索していかなければならない状態です。

これまで「離郷門徒」のための同朋の会という位置づけで続けてきた会の活動を見直し、定例聞法会の充実と、新たな聞法会の開設を図りつつ、東本願寺真宗会館メンバーズクラブ「サンガネット」と連携しながら、真宗会館とご縁をいただいた方をはじめとしたあらゆる方に聞法生活をはじめのきっかけを提供し、親鸞聖人の教えに出会う場を創造していくことを目標として、具体的な実践を行っていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、各所で行っていた聞法会の一部に「Zoom (Web 会議システム)」を導入し、遠方にお住いの方や自宅から出ることがかなわなかった方にも当会とご縁を持つことができるよう、東京教区のみならず全国へ向けて参加奨励を行って参ります。

(1) 2022年度行事予定

2022年 7月24日(日) 物故会員追弔法要

10月 東京真宗同朋の会 報恩講

その他、真宗本廟奉仕団への参加、真宗会館の「日曜礼拝」、「親鸞聖人ご命日のつどい」、サンガネット関連行事、教区報恩講、教区門徒会等に参画。

(2) 地区会(聞法会)

中央方面 …… あきば会

城西方面 …… 哲学堂地区会

城南方面 …… 城南地区会

城北方面 …… 『歎異抄』に学ぶ会

千葉方面 …… 市川・船橋地区会

本部事業 …… サムドラの会(会場+Zoom版)、まくはり会(会場+Zoom版)、
『教行信証大綱』輪読会(会場+Zoom版)

その他 …… 暁の会、光明の会、わだちでブツダ

(東京真宗同朋の会会長 野田路子)

2 首都圏大谷派開教者会

1991年(平成3年)に発足した当会は、現在27名(休会3名を含む)の会員を有し、首都圏における真宗大谷派の聞法道場としての一寺建立を願いとしながら31年目の活動を迎える。2020年に始まった新型コロナウイルス感染症拡大の問題や、2022年のロシアによるウクライナ軍事進攻問題など様々な社会状況の変化の中、当会の開教活動も多大な影響を受けながらも、時代の変化に対応すべくインターネットの活用や文書伝道の拡張など、新たな活動の方向性を模索しながら着実に前進してきている。

長年「首都圏教化推進本部」の支援を受けながら数々の開教実績を実現してきたが、かねてから長らく当会から要望してきた、「首都圏における宗派立納骨施設の設置」と「帰敬式執行体制の拡大」に向けて、関係各位と具体的・発展的協議が行われたことは、開教所にご縁を持つご門徒のみならず、首都圏に存在する潜在門徒が、そのご縁を継続かつ発展できる重要な施策として、早期実現を切に望むものである。

《部門別活動計画》

【研修部門】

課題 課題別・目的別研修会の企画と実施

活動内容

・研修会の実施(I、II)

・真宗本廟奉仕団の実施

【仏具荘厳部門】

課題 譲渡仏具の調査

課題 各開教所の荘厳の状況把握

【報恩講部門】

課題 報恩講の企画厳修(2023年2月頃予定)

【役員会】

課題1 各開教所の実情把握(新型コロナウイルスの影響を含む)と教化事業実施の奨励

課題2 教区・組教化事業への参加奨励

課題3 予算編成の協議

(首都圏大谷派開教者会会長 本多恵昭)

首都圏大谷派開教者会名簿

2022年7月31日現在

資料

No.	開教所名称	代表者氏名	役職	関係組	郵便番号	開教所所在地	備考
1	開教所開信寺	本多 恵昭	会長	千葉	275-0012	千葉県習志野市本大久保 4-8-7	
2	開教所西栄寺	朝日 大輝		埼玉	359-1163	埼玉県所沢市西狭山ヶ丘 2-3135-11	
3	開教所浄光寺	橋本 隆		茨2	311-2203	茨城県鹿嶋市大字浜津賀 843-16	
4	開教所善照寺	藤玉 祥二		埼玉	343-0015	埼玉県越谷市花田 4-19-11	
5	我孫子開教所	飯貝 昭龍		千葉	270-1145	千葉県我孫子市高野山 422-15	
6	開教所安楽寺	永藤 山紫		千葉	270-2253	千葉県松戸市日暮 8-46	
7	流山開教所	不二門 至淨	副会長	千葉	270-0175	千葉県流山市三輪野山 1-1102-3	
8	八千代開教所	本荘 一治		千葉	276-0011	千葉県八千代市佐山 2003	
9	開教所徳法寺	桐山 靖		東8	180-0021	東京都武蔵野市桜堤 3-3-11	
10		笹墳 香		川崎	192-0914	東京都八王子市片倉町 982-84	
11	開教所善徳寺	古庄 一孝		千葉	299-1162	千葉県君津市南子安 5-21-12	
12	北見方開教所	蒲生 義照		川崎	213-0005	神奈川県川崎市高津区北見方 2-18-1	
13	開教所浄心寺	會谷 文男	書記	埼玉	340-0011	埼玉県草加市栄町 3-9-36	
14	開教所専福寺	広沢 孝夫		川崎	214-0035	神奈川県川崎市多摩区長沢 2-16-7	
15	墨田開教所	朝日 修恵			130-0011	東京都墨田区石原 1-26-1 佐川ビル 203	
16	開教所善心寺	遠藤 敏弘			190-0142	東京都あきる野市伊奈 1202-5	
17	開教所光輪寺	岩男 英賢		埼玉	353-0004	埼玉県志木市本町 5-2-8	
18	開教所正勸寺	高濱 浩暢	副会長	東8	164-0013	東京都中野区弥生町 1-3-4	
19	開教所往還寺	松下 照見	会計	川崎	194-0046	東京都町田市西成瀬 2-13-2	
20	開教所法圓寺	鎮西 猛			158-0091	東京都世田谷区中町 5-4-7	
21	開教所名響寺	長尾 朋聡	書記	千葉	272-0106	千葉県市川市伊勢宿 18-7 東本願寺市川行徳真宗会館	
22	開教所六縁寺	佐々木 健太		湘南	252-0804	神奈川県藤沢市湘南台 5-32-23	
23	開教所黎光寺	塚越 健太		千葉	270-1119	千葉県我孫子市南新木 3-16-20	
24	戸越開教所	国分 誠		東5	142-0042	東京都品川区豊町 3-2-17	

真宗会館 施設使用冥加金表	20
東本願寺真宗会館護持会のご案内	22
東本願寺真宗会館メンバーズクラブ「サンガネット」のご案内	23
『サンガ』多部数購読のご案内	24
年刊誌・真宗会館リーフレットのご案内	25
関係条規	26
<ul style="list-style-type: none"> 首都圏教化推進条例 首都圏教化推進条例施行条規 首都圏教化推進特別会計条例 東本願寺真宗会館使用規程 東京真宗同朋の会規約 首都圏大谷派開教者会会則 	
首都圏教化推進本部 概念図（組織図）	46
首都圏教化推進本部 教化事業スタッフ名簿	47
首都圏教化推進本部・東京宗務出張所名簿	49
インフォメーション	50

首都圏大谷派
開教者会公式サイト
<http://kaikyosha-kai.net>



真宗会館 施設使用冥加金表（2022年7月31日現在）

真宗会館施設利用における感染症予防ガイドラインについて

真宗会館では、政府及び東京都の基本方針に基づき、施設使用に関するガイドライン（貸出の有無や収容人数など）を策定し、対応にあたっています。

ガイドラインは、感染状況及び行政機関からの要請や知見を踏まえ随時見直しを行っておりますので、利用にあたっては必ず事前にご確認くださいようお願いいたします。

1 法 務

用 途	場 所			冥加金
通 夜 葬 儀	本館1階講堂（1階仏間等含む）			700,000円以上
	別館1階ホール（1階和室・2階等教室含む）			200,000円
葬儀のみ	本館1階講堂（1階仏間等含む）			600,000円以上
	別館1階ホール（1階和室・2階教室等含む）			140,000円
法 事	本館1階講堂 別館1階ホール 本館1階仏間 又は 本館2階研修室1・2	お斎会場使用	あり	20,000円
			なし	10,000円
申 経	本館1階仏間・本館2階研修室1・2			—
披 露 宴	本館1階仏間			各30,000円
	本館地階大会議室			
	別館1階ホール			

※通夜は8名まで宿泊可。8名を超えた場合、超えた人数分の宿泊冥加金2,000円を追加

※通夜・葬儀前日までの間に遺体を預かる場合、原則として別館1階和室に安置する。

冥加金は10,000円（1日）とし、期間は2日以内とする。ただし、別館を会場とした定例行事がある場合は原則として使用不可。

※結婚式の冥加金については別に定める。

※護持会員の施設使用冥加金は別に定める。

2 学習会・地域集会・行事

使用時間帯	本館講堂	地下大会議室 別館ホール	本館2階講義室、 研修室1・2 研修室3 本館1階仏間	別館教室 別館和室
9時から 13時まで	6,000円	3,000円	2,000円	1,000円
13時から 17時半まで	8,000円	4,000円	3,000円	2,000円
17時半から 22時まで	15,000円	6,000円	5,000円	5,000円

※本館講堂の使用は、企画概要の提出・事前協議を必要とする。

※東京教区の組単位以上、及び関係団体の使用については冥加金は不要とする。

※規定時間を超えて使用する場合は、次の使用規定時間の冥加金を適用する。

※準備及び撤収の時間を含む使用時間帯を記載の上、申請書の提出を必要とする。

※食事は各自で手配する。（業者の紹介可）

※楽器等の音量により他の部屋へ影響があるものは、別館1階ホール又は本館講堂のみ使用できるものとする。

※東京教区内寺院・寺族が主催する場合、及び真宗会館護持会員はこれを50%の冥加金として使用できる。

※参詣者駐車場の使用について冥加金の定めはないが、「東本願寺真宗会館使用規程」に則り、事前の申請書の提出を必要とする。

3 宿 泊

使用時間帯	冥加金
一泊	3,000円+(2,000円×宿泊者数)

※宿泊は、「東本願寺真宗会館使用規程」の「使用目的」に定める使用範囲においてそれを許可するものであり、原則3日前までに宿泊者数を記載した申請書の提出を必要とする。

※原則として本館2階を使用する。（通夜の際の宿泊は別館1階和室を原則とする。）

※通夜の際の宿泊（8名を超えた場合）は、2,000円（1名）の宿泊冥加金とする。



SHINSHUKAIKAN GOJIKAI

東本願寺 眞宗会館 護持会のご案内

◇東本願寺眞宗会館護持会発足の願い

東本願寺眞宗会館護持会は、お一人おひとりのご事情にあった仏事の形を支援する、新しい会員制度です。ご法事の場所、お墓の問題、また後継者がおられずに不安を抱えていらっしゃる方等のご相談に寄り添いながら、一緒に安心できる形を考え、首都圏での仏事に対応いたします。

また、より多くの方に親鸞聖人の教えに出遇っていただくことを願いとする当館の教化事業の運営に対しご支援賜りたく賛助会員を募集しております。

◇入会対象・会費

●正会員会費：年間／8,400円

正会員対象者：所属寺を持たない一般市民等

●永久年会費：50,000円

永久会員対象者：所属寺を持たない一般市民等で特別懇志賞典エンディングプランのお申込みをされる方

〈エンディングプラン懇志金〉

①大谷祖廟納骨プラン懇志金：150,000円以上

②眞宗本廟収骨プラン懇志金：270,000円以上

●賛助会員会費：年間／5,000円（一口）

賛助会員対象者：寺院所属をしている東京眞宗同朋の会会員、寺族・一般寺院門徒であって、眞宗会館護持会の趣旨に賛同いただける方

※護持会員の特典の適用はございません

◇会員特典

特典1：眞宗会館使用冥加金の優待

特典2：ご遺骨の一時預かり

特典3：眞宗会館を所属寺としての帰敬式受式

特典4：眞宗会館を所属寺としての大谷祖廟への納骨、眞宗本廟収骨

特典5：サンガネット会員特典の適用

※護持会・会員特典の詳細については、眞宗会館ホームページ（下記QR）をご覧ください。



Samghanet
サンガネット

サンガネット 護持会カード
年会費 8,400円

2022年8月1日現在



のご案内

仏教の学びを深める、そして共に学ぶ仲間とのつながりを広める
東本願寺眞宗会館のメンバーズクラブです。



東本願寺 眞宗会館メンバーズクラブ「サンガネット」は「学び」と「仏事」をサポートしていきます。

お得な特典いろいろ
東本願寺 眞宗会館メンバーズクラブ「サンガネット」カード

<p>特典1 講座を無料で受講できます</p> <p>初回特典として、指定講座が無料になります。2年目以降は、好きな講座が一つ無料になります。</p>	<p>特典4 眞宗会館発行の新刊書をプレゼント</p> <p>広報紙『サンガ』などに掲載されたコラムをまとめた新刊書を1部プレゼントさせていただきます。</p>
<p>特典2 会員優待</p> <p>京都・東本願寺参拝ツアー</p> <p>750年を超えて受け継がれた歴史と文化と伝統を東本願寺で体験いただけます。</p>	<p>特典5 会員優待</p> <p>親屬フォーラム 会員限定先行抽選予約</p> <p>会員限定で親屬フォーラムの先行お申込みが行えます。</p>
<p>特典3 会員優待</p> <p>特別シンポジウム</p> <p>広報紙『サンガ』にご登場いただいた方々が出演するシンポジウムをご案内させていただきます。</p>	<p>会員限定 Webコンテンツ</p> <p>会員IDを使ってホームページで様々な講座や法話をご覧ください</p>
	<p>会員限定情報誌</p> <p>読みごたえのある充実した情報誌をお届けします。</p>

◇会員特典について(年会費 2,400円)

東本願寺眞宗会館メンバーズクラブ「サンガネット」の会員様には、眞宗会館主催の講座が一回無料となるほか、眞宗会館発行の新刊書をプレゼントしております。

また、「京都・東本願寺特別参拝ツアー」の参加優待や、広報誌『サンガ』に登場した方々が出演する会員限定シンポジウムのご案内など、様々な特典をご用意しております。

※お問い合わせは、眞宗会館内「サンガネット」係まで

仏教をもっと身近に

週刊誌サイズ (B5版・12頁)
多彩な内容と執筆陣!
毎号魅力的なゲストのインタビュー

年6回・奇数月発行
1部 40円※
※100部以上の場合

多部数購読のご案内

「サンガ」とは、首都圏における宗派の拠点 東本願寺「真宗会館」がお届けする “仏教をもっと身近にするマガジン”です。

年間購読料(年6回・奇数月発行)

部数	10部の場合	50部の場合	100部の場合	200部の場合
年間購読料(送料込み)	¥3,000-	¥15,000-	¥24,000-	¥48,000-
内訳	¥50×10部×6回	¥50×50部×6回	¥40×100部×6回	¥40×200部×6回

※100部未満は1部50円、100部以上は1部40円。

1 サンガ多部数購読

『サンガ』誌の年間多部数購読(10部以上100部まで1部単位、100部以上10部単位)を受け付けております。

- ◎寺院・会社などでの法話会、学習会の資料に
 - ◎寺院の年間行事、葬儀・法事の記念に
 - ◎遠く離れた首都圏のご門徒、ご友人などへの送付物に、『サンガ』をご活用ください。
- ※ 年間購読のほか、単号のみのお申し込みもできます。

2 サンガ個人購読

「サンガ」を毎月ご指定の場所にお届けします。

◆年間購読料(年6回・送料込)

- 1部 1,000円
- 2部～5部 2,000円 ※6部以上はお得な多部数購読をご利用ください。

※お申込み・お問い合わせは、真宗会館内『サンガ』購読係まで

真宗会館書籍のご案内

◇教化リーフレット『誰のために葬儀を勤めるのか』(2021年6月30日発行)

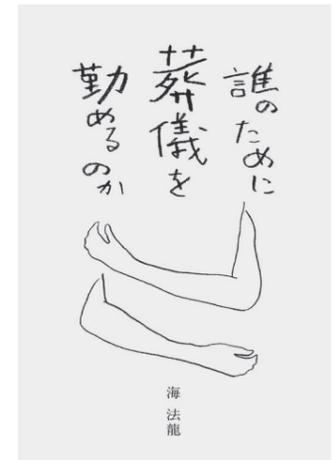
■概要

首都圏教化推進本部では、2018、19年に葬儀・埋葬・供養に関する専門展示会である「エンディング産業展」へ出展し、儀式として「葬儀」をお勤めする意義を発信いたしました。

本リーフレットは、同産業展において海法龍氏(首都圏教化推進本部員)が行ったセミナーの内容を教化施本としてご活用いただけるようまとめたものです。

■価格

10冊1セット1,000円/B6サイズ/24ページ



真宗会館リーフレット 1部 50円



仏事ひとくちメモ
シリーズ



シリーズ 人間の問い②～⑦【全5種類】

※人間の問い①・③は完売いたしました。

市民講座講義録のご紹介



湾岸親鸞講座講義録(木越康氏 講述)

「ブッダから親鸞へ 前編 - ブッダ入門編 -」1,000円

「ブッダから親鸞へ 後編 - 親鸞入門編 -」1,000円

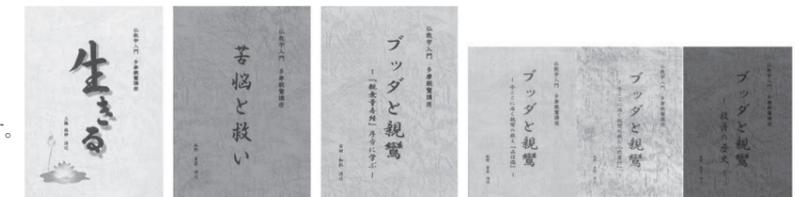
お釈迦様が説いた仏教が日本へと伝来し、その教えを親鸞聖人はどう受けとめられたのか。ブッダ入門編(前編)と親鸞入門編(後編)、併せてご覧ください。

多摩親鸞講座講義録

シリーズ 各1,200円

年度ごとの講義内容が一冊にまとめられています。

古田和弘氏、狐野秀存氏、三橋尚伸氏の講義録。



※ご注文はお電話又は真宗会館ホームページ(右記QRコード)

よりお問い合わせください



首都圏教化推進条例

〈1989年7月1日条例公示第6号〉

- 改正 ①2002年6月28日条例公示7
②2008年6月27日条例公示6
③2009年6月29日条例公示11
④2015年6月26日条例公示2
⑤2018年6月25日条例公示3

(条例の目的)

第1条 この条例は、教化基本条例（1985年条例公示第4号）に基づき、首都圏における総合的な教化（以下「首都圏教化」という。）の推進を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(首都圏の定義)

第2条 この条例において首都圏とは、東京教区の全域をいう。

(首都圏教化の目的)

第3条 首都圏教化は、教化の本旨に則り、特に東京都下及び周辺諸都市の著しい人口集中化に対応する適切な施策の策定とその推進並びに都市型社会に対応しうる教化施策の研究調査により、教化組織の拡充をはかり、もって同朋社会の実現につとめることを目的とする。

(首都圏教化の機関)

第4条 首都圏において、現代社会の要請に即応する教化の推進に必要な総合企画とその実践をはかるため、第10条に定める「東本願寺真宗会館」に首都圏教化推進本部（以下「本部」という。）を置く。

- 2 本部は、東京教区との緊密な連携を保持し、東京宗務出張所及び東京教務所と一体となって、首都圏教化の推進をはからなければならない。

(業務)

第5条 本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 首都圏教化の推進に関する事項
- (2) 首都圏開教に関する事項
- (3) 首都圏開教従事者の育成及び指導に関する事項
- (4) 広報及び出版に関する事項
- (5) 首都圏教化の総合施設に関する事項
- (6) 都市教化の推進のための研究及び調査に関する事項
- (7) その他必要な事項

(本部長)

第6条 本部に本部長を置く。

- 2 本部長は、参務の中から宗務総長がこれを任命する。

- 3 本部長は、本部の業務を総理する。

(本部の職員)

第7条 本部の業務を行うため、本部に次の各号に掲げる職員を置き、組織部長の上申により、宗務総長がこれを任命する。

- (1) 本部員 若干人
- (2) 推進要員 若干人
- (3) 法務員 若干人

- 2 本部員は、首都圏教化に関する総合的な企画の立案とその実践をはかるとともに、推進要員の指導に当たる。

- 3 推進要員は、首都圏教化推進のための業務に従事する。

- 4 法務員は、第10条に定める「東本願寺真宗会館」及び第10条の2に定める東本願寺真宗会館の機能を補完する施設における崇教、給仕等の業務並びに首都圏における教化推進のための法務に従事する。

- 5 本部員及び法務員の任期は3年とし、推進要員の任期は1年とし、それぞれ再任を妨げない。

- 6 本部の職員は、常勤に限り宗務役員とする。

(本部の事務)

第8条 本部の事務は、本部長の指揮を受けて、東京宗務出張所長が掌理し、東京宗務出張所の宗務役員がこれに当たる。

(首都圏教化の総合施設の設置)

第9条 首都圏教化の推進に資するため、首都圏に教化の総合施設を設置する。

(東本願寺真宗会館)

第10条 前条の首都圏教化の総合施設は、「東本願寺真宗会館」（以下「会館」という。）と称し、東京都練馬区谷原1丁目3番地に置く。

- 2 会館は、首都圏における教化推進の中心道場として、礼拝の施設を備え、本尊を安置し、教義を宣布し、儀式を執行し、その他必要な事業を行う。

- 3 会館の管理運営に関する事項は、別に定める。

第10条の2 首都圏の地域の実情に応じた開教の推進に資するため、会館の機能を補完する施設を設けることができる。

- 2 前項の施設は、「東本願寺何々真宗会館」と称することを通例とし、設置地域の名称を付するものとする。
- 3 第1項の施設は、礼拝の施設を備え、本尊を安置し、教義を宣布し、儀式を執行し、その他必要な事業を行う。
- 4 本部長は、宗教法人格取得に向けた要件が整ったと認めたときは、当該施設に対し、第12条に定める首都圏開教拠点の指定を行うものとする。

(首都圏開教者)

第11条 首都圏開教に従事する本派の教師であつて、寺院又は教会を新たに設立することを目的とする者を、首都圏開教者（以下「開教者」という。）という。

- 2 開教者は、あらかじめ所属する寺院又は教会の住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者の同意を得て、本部長に届け出なければならない。
- 3 開教者は、本部の指導のもと、首都圏開教の実が挙がるよう努めなければならない。
- 4 開教者の活動拠点を、開教所と称する。

(開教拠点の指定)

第12条 本部長は、首都圏における開教を推進し、寺院又は教会の設立を促進するため、首都圏開教拠点を指定することができる。

(首都圏開教相談室)

第13条 首都圏開教に関する相談窓口として、本部に首都圏開教相談室を設置する。

- 2 首都圏開教相談室に関する事項は、別に定める。

(達令への委任)

第14条 この条例施行について必要な事項は、達令で定める。

附 則

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 首都圏教化に関する条例（1970年条例第180号）は、廃止する。

附 則（2002年6月28日条例公示第6号）

この条例は、2002年7月1日から施行する。

附 則（2008年6月27日条例公示第6号）

この条例は、2008年7月1日から施行する。

附 則（2009年6月29日条例公示第11号）

この条例は、公示の日から施行する。

附 則（2015年6月26日条例公示第2号）

この条例は、2015年7月1日から施行する。

附 則（2018年6月25日条例公示第3号）抄

この条例は、2018年7月1日から施行する。

首都圏教化推進条例施行条規

〈1989年7月1日達令公示第4号〉

- 改正 ①1996年6月20日達令公示7
②2000年6月27日達令公示8
③2002年6月28日達令公示17
④2009年6月29日達令公示18
⑤2010年8月1日達令公示15

(定義)

第1条 この達令において、「条例」とは首都圏教化推進条例を、「本部」とは首都圏教化推進本部を、「本部長」とは首都圏教化推進本部長を、「本部員」とは首都圏教化推進本部本部員を、「推進要員」とは首都圏教化推進本部推進要員を、「法務員」とは首都圏教化推進本部法務員を、「会館」とは東本願寺真宗会館を、それぞれいうものとする。

(用語の意義)

第2条 条例第3条にいう「教化組織の拡充」とは、本派の門徒であって所属寺院が遠隔地にある者の再組織化及び現代社会の大衆に対する教法伝達の活動並びに寺院及び教会の設立の促進をいう。

(業務)

第3条 本部は、条例第5条に規定する業務の推進のため次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 首都圏における総合的な教化研修計画の企画、立案及び教化の推進に関する事項
- (2) 現代社会の大衆に対する教法伝達の活動に関する事項
- (3) 信仰及び教化の相談に関する事項
- (4) 首都圏開教の拠点及びその設置に関する事項
- (5) 首都圏開教に従事する僧侶の育成及び指導に関する事項
- (6) 首都圏開教に資する団体に関する事項
- (7) 首都圏開教及び都市教化に必要な調査及び研究に関する事項
- (8) 所属寺院が遠隔地にある者の再組織化に関する事項
- (9) 首都圏開教に必要な儀式の執行に関する事項
- (10) 本部員及び推進要員に関する事項
- (11) 法務員に関する事項
- (12) 会館に関する事項
- (13) 必要な情報の収集及び連絡に関する事項
- (14) 前各号のほか、必要な事項

(事業計画)

第4条 本部は、首都圏教化の推進に関し、毎年度終了3月前までに次の年度の事業計画を定め、宗務総長に提出しなければならない。

(会館の管理運営)

第5条 会館は、教化基本条例第20条の規定及び設立の本旨に則り、その機能を発揮するよう運営されなければならない。

2 会館は、本部長が総理し、東京宗務出張所長が管理する。

(真宗会館教導)

第6条 会館参詣者への法話、座談会及び信仰相談等の業務は、真宗会館教導がこれに当たる。

(開教法務員)

第7条 本部長は、条例第12条に定める開教拠点に開教法務員を置き、当該開教拠点の業務を委託するものとする。

(首都圏教化推進会議)

第8条 首都圏教化の施策の調整を図り、会館の管理運営について審議するため、本部に首都圏教化推進会議（以下「教化推進会議」という。）を設置する。

2 教化推進会議は、本部長及び東京宗務出張所長のほか、次の各号に掲げる者の中から、宗務総長の承認を得て本部長が委嘱した委員20人以内で組織する。

- (1) 東京教区の教区会議員及び教区門徒会員
- (2) 東京教区の教区教化委員
- (3) 東京教区以外の教区会議員、教区門徒会員又は教区教化委員
- (4) 教務所長及び宗務所の部門の長
- (5) 学識経験のある者

3 前項第5号の委員の任期は、3年とする。

4 教化推進会議の議長は、本部長がこれに当たり、議事を整理する。

5 教化推進会議は、本部長の招集により、毎年1回以上開くものとする。

6 教化推進会議は、委員の半数以上の出席によって開き、その議事は、出席者の過半数によって決する。

7 本部の職員、東京宗務出張所及び東京教務所の宗務役員並びに東京教区駐在教導は、会議に出席して発言することができる。

附 則

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 首都圏教化推進本部規程（1971年告達第12号）は、廃止する。

附 則（1996年6月20日達令公示第7号）

この達令は、1996年6月20日から施行する。

附 則（2000年6月27日達令公示第8号）

この達令は、公示の日から施行する。

附 則（2002年6月28日達令公示第17号）

この達令は、2002年7月1日から施行する。

附 則（2009年6月29日達令公示第18号）

この達令は、公示の日から施行する。

附 則（2010年8月1日達令公示第15号）

この達令は、2010年8月1日から施行する。

首都圏教化推進特別会計条例

〈1996年6月20日条例公示第4号〉

改正 ①2012年6月29日条例公示21

②2014年6月27日条例公示8

（設置）

第1条 首都圏教化推進に必要な経費の収入及び支出を明確にしてその経理を適正ならしめるため、首都圏教化推進特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（歳入・歳出）

第2条 この会計においては、首都圏教化推進に属する冥加金及び懇志金、一般会計からの回付受金並びにその他の収入をもって歳入とし、首都圏教化推進及び東京宗務出張所に要する経費並びにその他の支出をもって歳出とする。

（予算の区分）

第3条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつてはその性質に従つて、歳出にあつてはその目的に従つて、それぞれ款及び項に区分する。

（歳入歳出現況書の作成）

第4条 この会計は、毎会計年度終了2月前に、予算と同一の区分により、歳入歳出現況書を作成しなければならない。

（予算の提出）

第5条 この会計の予算は、毎年その年度の一般会計の予算と同時に宗会に提出して、その議決を得なければならない。

2 前項の予算には、前条の歳入歳出現況書を添付しなければならない。

（首都圏開教推進資金）

第6条 首都圏開教拠点の設置及び整備に必要な資金を確保し、もつて首都圏における教化推進に資するため、首都圏開教推進資金（以下「推進資金」という。）を設ける。

2 推進資金は、次の各号の収入を保管金として別途にこれを経理する。

- (1) 一般会計からの繰入金
- (2) 第11条に定める首都圏教化推進特別会計の剰余金
- (3) 首都圏開教拠点の活動から得た収入

（指定寄付金の採納）

第7条 推進資金として指定する寄付金は、会計条例（1988年条例公示第1号。以下同じ。）第2条及び第26条の規定にかかわらずこれを採納し、推進資金に繰り入れるものとする。

(推進資金の利息の処理)

第8条 推進資金から生じる果実は、これを推進資金に繰り入れて処理しなければならない。

(推進資金の使用)

第9条 推進資金を使用するときは、首都圏教化推進特別会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(推進資金の経理)

第10条 推進資金は、毎会計年度末現在の計算書及び保管の方法を示す書類を作成し、会計監査院の監査を経て、決算書と同時に宗会に提出し、その承認を求めなければならない。

(剰余金の処理)

第11条 この会計において歳計に剰余を生じたときは、これを推進資金に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決算書の作成・提出)

第12条 この会計は、毎会計年度歳入歳出決算書を作成し、会計監査院の監査を経て、一般会計の歳入歳出決算書と同時に宗会に提出し、その承認を求めなければならない。

(会計条例の準用)

第13条 この条例に定めのない事項については、会計条例の規定を準用する。

附 則

この条例は、1996年7月1日から施行する。

附 則 (2012年6月29日条例公示第21号)

この条例は、2012年7月1日から施行する。

附 則 (2014年6月27日条例公示第8号)

この条例は、2014年7月1日から施行する。

東本願寺真宗会館使用規程

制定 2003年7月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、教化基本条例第20条に基づいて設置された「東本願寺真宗会館」(以下「会館」という。)の使用について、必要な事項を定める。

(会館の定義)

第2条 この規程において会館とは、会館本館、会館別館及び会館職員住宅並びにその駐車場をいう。

(使用者の心構え)

第3条 会館を使用する者は、首都圏教化推進条例に則り、法規を遵守し、教化事業の実を挙げるよう努めなければならない。

(使用目的)

第4条 会館は、次の各号に掲げる範囲において使用されるものとする。

- (1) 首都圏教化推進本部(以下「本部」という。)が行う首都圏教化のための事業
- (2) 東京宗務出張所(以下「出張所」という。)が行う連絡渉外のための事業
- (3) 東京教務所(以下「教務所」という。)が行う教化事業
- (4) 前各号の他、東京宗務出張所長(以下「出張所長」という。)が特に必要と認めたもの

(使用申請及び許可)

第5条 会館の使用は、出張所長の許可を得なければならない。

- 2 会館の使用については、出張所長の指示に従わなければならない。出張所長不在の時は、上席の宗務役員の指示に従わなければならない。
- 3 会館を使用しようとする者は、事前に、別に定める使用申請書を出張所長に提出しなければならない。
- 4 出張所長は、申請書を受理したときは、申請者に対し、予め会館の使用について必要な事項を指示することができる。
- 5 出張所長は、会館の使用を許可したときは、許可証を交付する。

(使用制限)

第6条 次の各号に該当する場合は会館を使用することができない。ただし、宗派、本部、出張所及び教務所が主催する事業についてはこの限りではない。

- (1) 本派の儀式に則らない儀式による使用
- (2) 政治団体、思想集団、暴力団による使用

- (3) 政治的又は思想的目的をもった集会及び行事による使用
- (4) その他調査の上、不相当と認められたもの

(冥加金)

第7条 会館を使用する者は、別に定める管理冥加金を納付しなければならない。

2 管理冥加金は、出張所長の上申により宗務総長が定める。

(使用等に関する調整)

第8条 会館の適正な運営をはかるため、出張所長は、使用目的、使用期日及び使用日程等を勘案し、必要な調整をはかることができる。

(使用の取り消し、停止及び退館命令)

第9条 会館を使用する者が、会館本来の使用目的からはなれた行為に及ぼうとする場合は、出張所長は、その使用を取り消し、又は停止し、若しくは退館を命ずることができる。

2 出張所長は、会館の使用を許可した後、第6条に該当することが判明した場合は、その許可を取り消すことができる。

(規程の変更)

第10条 この規程を変更しようとするときは、首都圏教化推進会議の議決を経て宗務総長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、首都圏教化推進会議の議決を経て宗務総長の承認を得た日（2003年7月1日）から施行する。
- 2 従来は東本願寺真宗会館使用規程（1990年4月9日制定）は廃止する。

東京真宗同朋の会規約

(名称)

第1条 本会は東京真宗同朋の会と称し、事務所を練馬区谷原1丁目「東本願寺真宗会館」内に置く。

(目的)

第2条 本会は親鸞聖人の立教開宗の精神に基づき、つねに真宗本廟の崇敬の念を専らにし、首都圏において同朋社会の顕現につとめることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、その目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 聞法の会
- (2) 公開講演会
- (3) 文書・視聴覚伝道
- (4) 家庭訪問
- (5) その他必要と認められた事項

(会員及び組織)

第4条 本会は、東京都及びその周辺に在住する者で、この会の目的に賛同する者をもって組織する。

2 会員は、賛助会員・正会員及び購読会員とする。(以下「会員」という。)

3 前項以外に定めるものを会友とする。ただし、会費は徴収しない。

4 会員は、必ず方面会及び地区会に所属するものとする。

5 会員は、東本願寺真宗会館メンバーズクラブ「サンガネット」の会員となるものとする。

(方面会・地区会)

第5条 本会は、地域教化推進のために方面会及び地区会を置く。

2 方面会及び地区会については別にこれを定める。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理 事 若干名

(5) 監 事 2名

- 2 会長及び副会長は理事の中より理事会が推薦し、総会の承認を受けなければならない。
- 3 常任理事は、方面会長及び理事会において互選し、会長が委嘱する。ただし、第9条第2項の事務職に当たるものは常任理事としこれを扱う。
- 4 理事は、各方面会及び地区会々員の中より会員数の概ね十分の一を定員とし、選出する。
- 5 監事は、理事の中より理事会が選定し、会長が委嘱する。
- 6 役員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(職務)

第7条 会長は会務を統理し、本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 常任理事は常任理事会を組織し、会務の審議執行に当る。
- 4 理事は理事会を組織し、会務全般を審議決定する。
- 5 監事は会計事務を監査する。

(相談役)

第8条 本会に相談役を置くことができる。

(本部)

第9条 本会は宗門との連携を円滑にするため、宗務出張所々員の中より次の職を充てる。

- (1) 本部長 教宣及び事務を統理しその責に任ずる。
- (2) 教化スタッフ 各方面会及び地区会等の教化活動に従事する。
- (3) 事務長 本会事務一般を掌理する。

2 事務職 会員の中より会長が推挙し、事務長の指揮により本部事務を処理する。

(会議)

第10条 本会に次の会議を設け、本部長の同意を得て会長がこれを招集する。

- (1) 総会 毎年1回招集し、予算決算その他必要事項を審議決定する。ただし必要に応じ臨時会を招集できる。
- (2) 常任理事会 必要に応じ随時開催し、理事会に提出する議案及び理事会より付託された事項その他必要と認められた事項を審議決定する。
- (3) 理事会 毎年1回以上開催し、総会に提出する議案及び総会より委任された事項その他常任理事会で必要と認められた事項を審議決定する。

(4) その他必要と認められた会議

- 2 会議の議長は会長又は会長の指名を受けたものがこれを行う。
- 3 第9条第1項第1号から第3号までの者は、常任理事会に出席することができる。

(会計)

第11条 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終る。

- 2 本会の会計においては、会費、寄付金、助成金並びにその他の収入をもって歳入とし、本会の運営及び第3条で定める事業に要する経費並びにその他の支出をもって歳出とする。
- 3 本会の会計の歳入歳出予算は、総会に提出して、その議決を得なければならない。
- 4 本会の会計は、毎会計年度歳入歳出決算書を作成し、監事による監査を経て、総会に提出してその承認を求めなければならない。

(会費)

第12条 会員は会費を納入するものとする。

- 2 会費は内規によってこれを定める。

(改正)

第13条 この規約を改正するときは総会の承認を受けなければならない。

第14条 この規約に規定のない事項については常任理事会の決定による。

附 則

- 1 この規約は昭和39年5月10日より実施する。
- 2 この規約の改正は昭和40年11月14日より実施する。
- 3 この規約の改正は昭和46年11月3日より実施する。
- 4 この規約の改正は昭和49年7月1日より実施する。
- 5 この規約の改正は昭和53年7月9日より実施する。
- 6 この規約の改正は昭和56年7月1日より実施する。
- 7 この規約の改正は昭和63年7月10日より実施する。
- 8 この規約の改正は平成元年12月10日より実施する。
- 9 この規約の改正は2015年7月1日より実施する。

施行細則

事務所の設置については第1条の規定に拘らず平成元年11月12日付とする。

首都圏大谷派開教者会会則

我々は、現代の問題にこそ宗教が大きく関わって、その真価が発揮されるべきである、という理念のもとに、首都圏において「同朋社会の顕現とその充実」を図るべく、開教により真宗大谷派の寺院建立を願いとするものである。

宗祖親鸞聖人をはじめ諸先達に学び、自己の歩みを確認しつつその願いの実現のために、互いに励まし合い、助け合うことを目的としてこの会を結成した。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「首都圏大谷派開教者会」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を、東京都練馬区谷原1丁目3番7の「東本願寺真宗会館」内に置く。

(目的)

第3条 本会は、真宗大谷派教師の本務として真宗大谷派宗憲の精神に則り、本願念仏を宣布し同朋社会の顕現に努めるとともに、その拠点となる一寺建立の達成を支援するために必要な事業の遂行を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、会員相互の研鑽と情報交換の場として、研修会や学習会、その他必要な事業をおこなう。

第2章 会の構成

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 書記 2名

2 役員は、総会にて互選する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員が、任期中に宗教法人の認証を受けた場合において残任期間を継続して務めるときは、所属組長の了解を得なければならない。ただし、非法人教会の承認を受けた場合においては、この限りでない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 会計は、本会の会計事務に従事する。

4 書記は、第11条に定める本会の総会及び役員会の会議録を作成する。

(会員)

第7条 本会は、真宗大谷派の教師であり、真宗大谷派宗憲の精神に依拠する開教を志す者で構成する。

2 本会の会員は、第3条の目的に同意し、第4条の事業推進の責任を負う。

3 本会の会員は、真宗大谷派教師の自覚に立ち、宗門並びに教区等で定める諸規則を遵守するとともに、東京教区内寺院との連携を保持する。

(部門)

第8条 第4条の事業推進に資するため、本会に次の部門を置く。

(1) 研修部門 会員の研修・研鑽に関する事業

(2) 仏具荘厳部門 開教所の荘厳・仏具の充実に関する事業

(3) 報恩講部門 開教者会報恩講に関する事業

2 各部門にチーフを置き、役員会と連携し担当部門の事業を掌理する。

3 部門のチーフは、役員会にて会員の中から選定し、その任期は2年間とする。

4 全ての会員は、いずれかの部門に属するものとする。

(入会)

第9条 本会に入会しようとする者は、第7条に該当し、所属寺院住職の同意を得たうえで、さらに次の何れかの条件を満たし役員会及び東京宗務出張所長の承認を得なければならない。

(1) 本会の会員、東京教区内の住職又は教会主管者の内、2名以上の推薦がある者。

(2) 東京宗務出張所長の推薦がある者。

(本部事務局)

第10条 宗門との連携を円滑にし、本会の事務を掌るため、本部事務局を置く。

2 本部事務局は、本会の事務を統理し、本会の会員に対し、必要な助言、指導及び勧告を行なう。

3 本部事務局員は、東京宗務出張所長が指名した宗務役員がこれに当たる。

第3章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 部門会議

(4) その他会議

(総会)

第12条 総会は、本会の最高議決機関であり、本会の会員で構成する。

2 総会は、毎年1回会長が東京宗務出張所長の同意を得て招集し、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 事業に関する事項
- (2) 予決算に関する事項
- (3) 会費その他財務に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) その他必要な事項

3 総会の議長は、総会において出席会員の中から互選する。

4 総会は、過半数の会員が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、委任状を提出した場合は出席したものとみなす。

5 総会の議事は、この会則に特別な定めがある場合を除いては、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長が必要と認めるときは、東京宗務出張所長の同意を得て、臨時会を招集することができる。

(役員会)

第13条 役員会は、総会から付託された事項及び本会の事業運営に必要な事項を審議決定する。

2 役員会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

3 役員会の議長は、会長または会長の指名を受けた役員がこれを行う。

4 役員会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 役員会の議決の結果は、次の総会に報告しなければならない。

(宗務役員・参考人の会議への出席)

第14条 東京宗務出張所の宗務役員は、いつでも会議に出席して発言することができる。

2 会長は、必要により会議に参考人の出席を求め、説明をさせることができる。

第4章 退会、除名、休会員

(退会)

第15条 会員が、次の各号の一に該当するときは本会を退会するものとする。

- (1) 宗教法人の認証を受けたとき。
- (2) 役員会に対して退会の意思を申し出、役員会の審議を経、東京宗務出張所長の承認を得たとき。
- 2 前項第1号による退会は、当該年度末とする。ただし、第5条第5項の残任期間を務める役員については、この限りでない。
- 3 非法人教会の承認を受けた会員は、当該年度末をもって本会を退会することができる。

(非違行為による除名)

第16条 会員が、次の各号の一に該当するときは、役員会の審議を経、総会において出席会員

の3分の2以上の同意を得て除名することができる。

- (1) 第7条の規定に著しく反したとき。
- (2) 正当な理由なく、本会の総会や会主催の行事に2年以上継続して欠席したとき。
- (3) 正当な理由なく、年会費を2年以上滞納したとき。

(休会員)

第17条 会員が、役員会に休会の意志を申し出たときは、役員会においてその事由を審議し、東京宗務出張所長の承認を得て休会員とする。

2 休会は、1年以内とする。ただし、役員又は本部事務局員と面談を行い必要性が認められたときは、東京宗務出張所長の承認を得て休会を継続することができる。

第5章 経理

(会計)

第18条 本会の経費は、入会金、年会費、並びに助成金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(会費)

第19条 会員は、次の入会金及び年会費を納入する。

- (1) 入会金 10,000円
- (2) 年会費 20,000円
- 2 入会時の年度在籍期間が6ヵ月未満のときは、年会費を半額とする。
- 3 入会金及び年会費は、当該年度末までに納入しなければならない。
- 4 一旦納入された入会金及び年会費は、返還しない。

第6章 補則

(会則の改正)

第20条 この会則の改正は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経、東京宗務出張所長の承認を得なければならない。

附 則

1 「この会則は、1991年8月22日から施行する。」

附 則

1 「この規則は、総会の議決を経、東京宗務出張所の承認を得て1993年2月20日から施行する。」

附 則

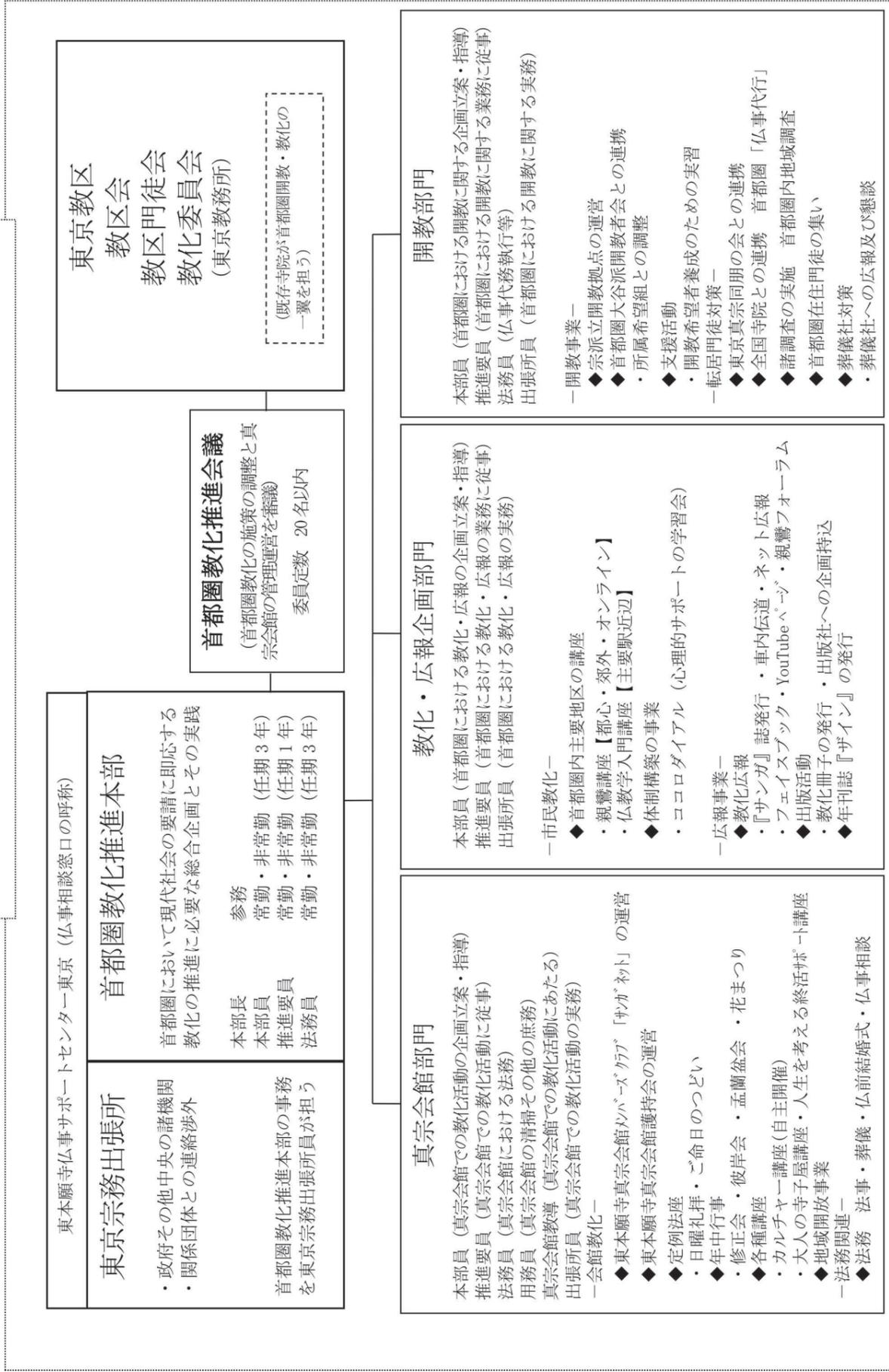
1 「この規則は、総会の議決を経、東京宗務出張所の承認を得て1996年8月6日から施行する。」

附 則

- 1 「この規則は、総会の議決を経、東京宗務出張所の承認を得て1999年8月5日から施行する。」

附 則

- 1 「この規則は、総会の議決を経、東京宗務出張所の承認を得て2013年7月22日から施行する。」



首都圏教化推進本部 教化事業スタッフ名簿

2022年7月31日現在

真宗会館部門	
真宗会館教導	
星野 暁	浄安寺
三橋 尚伸	教證寺
百々海 真	了善寺
近田 聖二	顯真寺
雲井 一久	真照寺
藤谷 真之	佛念寺
井上 孝昌	勝善寺
柴田 崇	明行寺
藤井 義信	専念寺
不二門 至淨	流山開教所
朝倉 俊隆	報土寺
延岡 潤照	光圓寺
高濱 浩暢	開教所正勤寺
堀川 真尚	願誓寺
朝比奈 高昭	专精寺
雲乘 真樹	正明寺
伊藤 大信	西教寺
渡辺 智香	西福寺
寺西 聡	正福寺
白山 勝久	西蓮寺
花園 一実	圓照寺
松永 光司	信光寺
杉平 靖雄	仙光寺
藤尾 明信	勸明寺
海野 真人	三重教法因寺
橘 彰映	九州教区光誓寺
邨上 了圓	山陽教区真宗寺
清谷 真澄	東北教区通來寺
新 康紀	小松教区國分寺
岩松 知也	浄善寺
本田 彰一	本明寺
佐々木 邦之	傳久寺
坪内 秀樹	徳玄寺
伊東 良宣	神足寺
法隆 誠幸	願徳寺
武田 定光	因速寺
花園 彰	圓照寺
酒井 義一	存明寺
真城 義麿	四国教区善照寺
小丸 洋子	東北教区正西寺
加賀田 晴美	高岡教区慧聲寺
藤場 芳子	金沢教区常讃寺
大飼 祐三子	名古屋教区正林寺
三池 眞弓	九州教区明正寺

真宗会館部門	
真宗会館補導	
渡邊 尚康	忠綱寺
河和田 唯章	報佛寺
本多 正弘	長嚴寺
大浜 俊一	願専寺
関口 明司	正覺寺
足立 千恵	淨雲寺
平松 正宣	教元寺
真宗会館スタッフ	
稲垣 英昭	東京真宗同朋の会
岡野 幾代	東京真宗同朋の会
岡野 利丸	参詣者
野田 路子	東京真宗同朋の会
原田 建兒	参詣者
市村 晶子	参詣者

教化・広報企画部門	
サンガ編集委員	
海 法龍	長願寺
花園 彰	圓照寺
久萬 壽恵美	林光寺
不二門 至淨	流山開教所
ココロダイアルスタッフ	
三橋 尚伸	教證寺
齊藤 信也	眞教寺
渡辺 正法	利正寺
雲井 一久	真照寺
井上 孝昌	勝善寺
土肥 朋美	光照寺
前田 智子	善福寺
大谷 一郎	遊了寺
山田 正順	光明寺
朝倉 俊隆	報土寺
池田 孝次郎	光照寺
工藤 貴弘	南福寺教会
平松 敬子	専行寺
吉田 淳子	東北教区西願寺
鈴木 正一郎	勝善寺
足立 千恵	淨雲寺
加藤 元	順正寺
谷川 真恵	高田教区高德寺
菊樹 麻弥	聽法寺
新橋親鸞講座	
井上 憲司	受講者
渡邊 尚康	忠綱寺
武田 志勇	因速寺
秋葉原親鸞講座	
稲垣 和弘	通覚寺
中村 甲	本昌寺
長尾 朋聡	開教所名譽寺
その他の市民講座	
齋藤 瑤子	明順寺
朝比奈 信昭	专精寺
秦 顕生	眞福寺
建部 淳曜	照誠寺
中根 信雄	明福寺

首都圏教化推進本部 教化事業スタッフ名簿

2022年7月31日現在

教化・広報企画部門	
湾岸親鸞講座	
伊與田 兼行	正見寺
本田 彰一	本明寺
花園 一実	圓照寺
本多 正弘	長嚴寺
櫻田 純	光圓寺
中根 賢了	岡崎教区等光寺
多摩親鸞講座	
堀川 秋芳	善照寺
遠藤 賢順	乘満寺
司馬 淳生	永願寺
寺西 聡	正福寺
成田 宣明	西願寺
秦 秀人	淨眞寺
藤石 寛	明窓寺
松下 照見	開教所往還寺
内藤 望	長徳寺
佐伯 顕	成満寺
佐々木 健太	開教所六縁寺
横浜親鸞講座	
伊藤 大信	西教寺
池田 理道	妙玄寺
織田 至	順忍寺
蒲 義道	淨榮寺
田口 正和	永勝寺
武田 和也	林宗寺
藤堂 哲	最光寺
橋本 至	智廣寺
本多 暁	稱名寺
本多 正弘	長嚴寺
鞠川 卓史	正恩寺
三島 法遵	遊林寺
柳澤 徳生	最勝寺
渡辺 正法	利正寺

開教部門	
首都圏「仏事代行」執行者	
朝日 修恵	墨田開教所
遠藤 敏弘	開教所善心寺
高濱 浩暢	開教所正勸寺
松下 照見	開教所往還寺
鎮西 猛	開教所法圓寺
本田 彰一	本明寺
堀川 秋芳	善照寺
不二門 至淨	流山開教所
永藤 山榮	開教所安樂寺
古庄 一孝	開教所善徳寺
長尾 朋聡	開教所名響寺
吉岡 康裕	了因寺
中村 甲	本昌寺
大谷 一郎	遊了寺
藤玉 祥二	開教所善照寺
會谷 文男	開教所浄心寺
森山 貴泰	淨樂寺
秦 秀人	淨眞寺
秦 顕生	真福寺
服部 一之	圓應寺
佐々木 健太	開教所六縁寺
内藤 望	長徳寺
成田 宣明	金相寺
橋本 至	智廣寺
伊藤 大信	西教寺
山吹 照久	正覚寺教会
小林 正夫	雲國寺
樋崎 正悟	妙安寺
増田 直	正安寺
延岡 潤照	光圓寺
河和田 唯章	報佛寺
笠井 信宏	本誓寺
篤 英仁	御影寺
朝比奈 信昭	專精寺
藤谷 真之	佛念寺
柴田 崇	明行寺
渡部 崇	玄正寺

首都圏教化推進本部 名簿

2022年7月31日現在

首都圏教化推進本部長 酒井 良 (参務)

本部員 海 法龍

二階堂行壽

湯口 暁

小林 尚樹

推進要員 福嶋 晃基

市野 潤

法務員 芝原 悠理

小松 宏耀

西井 誠純

高橋 唯真

東京宗務出張所 名簿

東京宗務出張所長 宮尾 隆造

次長 里雄 亮意

主計事務取扱 田鶴浦 裕

主事 菴原 宏行

書記 中臣 研諒

書記補 寺澤 杏菜

嘱託 泉 敬祐 (非常勤)

井上 真人 (非常勤)

用務員 金庭 順三



東本願寺 仏事サポートセンター東京

TEL.03-6913-2273
電話受付 9時～17時

東本願寺真宗会館が、首都圏にお住いの離郷門徒の仏事をサポートいたします。

離郷門徒の突然のご葬儀は、仏事代行専用電話へご相談ください。

首都圏仏事代行 TEL.03-3996-3339 (24時間対応)

真宗会館ホームページではさまざまなコンテンツを用意しています



真宗会館ホームページ
真宗会館 検索
<https://shinshu-kaikan.jp/>

kokoro dial
ココロダイアル
人に話せない悩みや心の苦しみを抱えている方へ
専任のスタッフが悩みをお聞きします
03-5923-5560
毎週金曜日10時～21時



法話やインタビューを動画でご覧いただける
真宗会館公式 YOUTUBE のチャンネル登録をお願いします



2022年度 首都圏教化計画概要

発行者 酒井 良
発行日 2022年8月1日

発行所  真宗大谷派東本願寺 真宗会館
TEL.03-5393-0810
〒177-0032 東京都練馬区谷原1-3-7
Mail: info@shinshu-kaikan.jp